

參考資料

目 次

1 計画における利用区分の定義及び把握方法	1
2 県土の利用区分ごとの規模の目標について	3
3 用語集	6
4 統計資料等	12
5 策定経過	26

1 計画における利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定義	現況把握方法(H30)
農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計	
(1)農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「耕地及び作付面積統計」等の「田」及び「畑」の合計
(2)採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。	「国有林野事業統計書」の「国有林野貸付使用地のうち放牧採草地」
森林	<p>国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <p>(1) 国有林</p> <p>ア 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林</p> <p>(2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定めるもの。</p>	<p>「東北森林管理局事業統計書」の「機能類型別、林種別面積の総数」から「国有林野貸付使用地の放牧採草地」及び「国有林林道面積（併用林道を除く）」を除いたもの。</p> <p>東北森林管理局照会調査による。</p> <p>山形県調査による。</p> <p>地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積の合計</p>
原野	人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地。	「農業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」等による。（ただし、世界農業センサスは10年毎に実施。）
水面・河川・水路	<p>水面、河川及び水路の合計</p> <p>(1) 水面</p> <p>ア 天然湖沼（面積10ha未満のものは除く。） 満水時の水面面積</p> <p>イ 人造湖 堤高15m以上のダムの湛水面積</p> <p>ウ ため池 堤高15m未満のため池の満水面積</p> <p>(2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域</p> <p>(3) 水路 農業用排水路</p>	<p>以下に掲げるア、イ及びウの面積の合計</p> <p>ア 天然湖沼 環境省「自然環境保全基礎調査」による。</p> <p>イ 人造湖 日本ダム協会「ダム年鑑」等による。</p> <p>ウ ため池 山形県調査等による。</p> <p>一級河川及び主要な二級河川については、国土交通省「河川現況調査」をもとに、河川管理者に対する河川改修実績等の照会により、経年的変化量を加減する。その他準用河川については、流路延長に必要な区間ごとに把握した平均幅員を乗じて算出したものをもとに、河川管理者に対する河川改修実績等の照会により経年的変化量を加減する。</p> <p>水路面積は以下の算式による。 $\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率})$</p>
道路	<p>一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。</p> <p>(1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路</p> <p>(2) 農道 農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道</p> <p>(3) 林道 国有林林道及び民有林林道</p>	<p>東日本高速道路株式会社、国土交通省及び県担当課に対する照会調査による。</p> <p>農道面積は以下の算式による。 $\text{農道面積} = \text{ほ場内農道面積} + \text{ほ場外農道面積}$ $\text{ほ場内農道面積} = \text{水田地域におけるほ場内農道面積(A)} + \text{畑地域におけるほ場内農道面積(B)}$ <p>但し、 $A = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率})$ $B = (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$ $\text{ほ場外農道面積} = \text{「市町村農道台帳」等の農道延長} \times \text{一定幅員}$ <p>林道のうち、自動車道の延長に一定幅員を乗じて算出</p> </p></p>

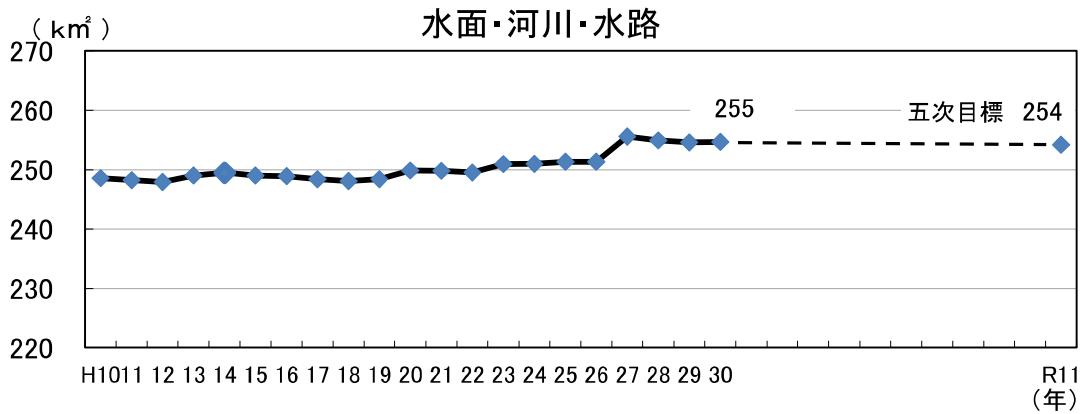
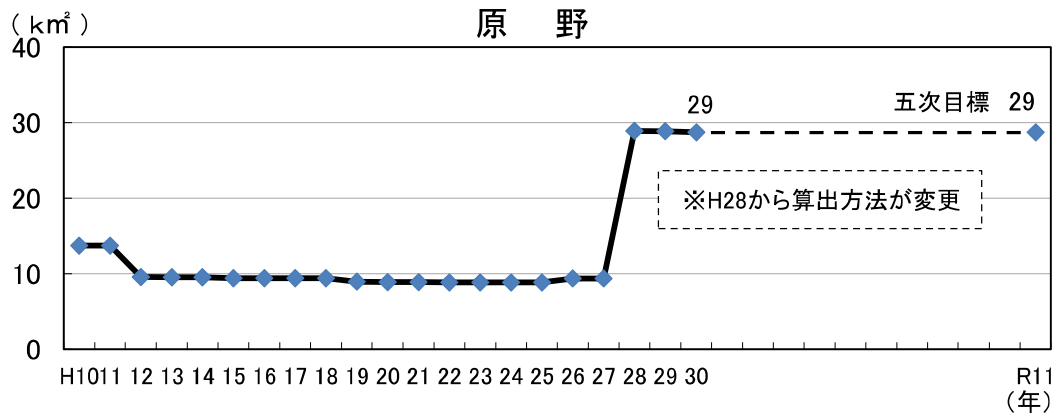
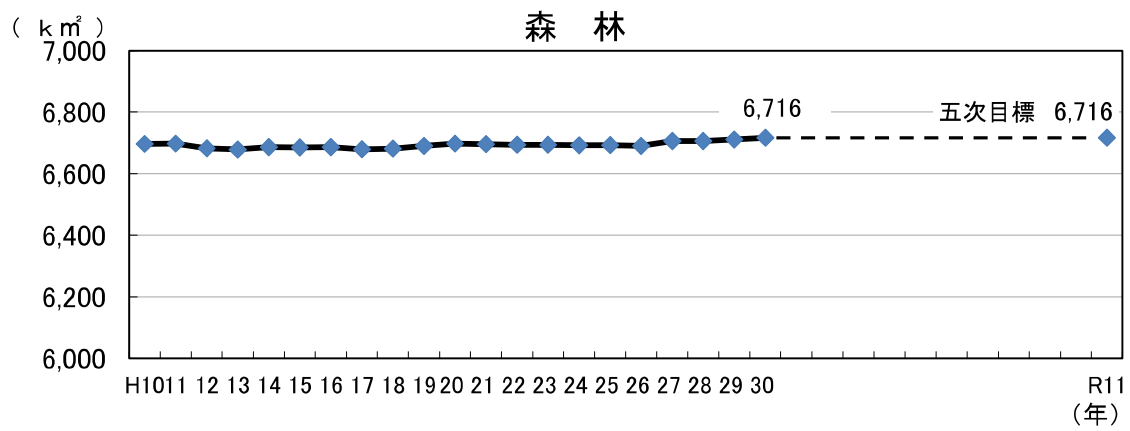
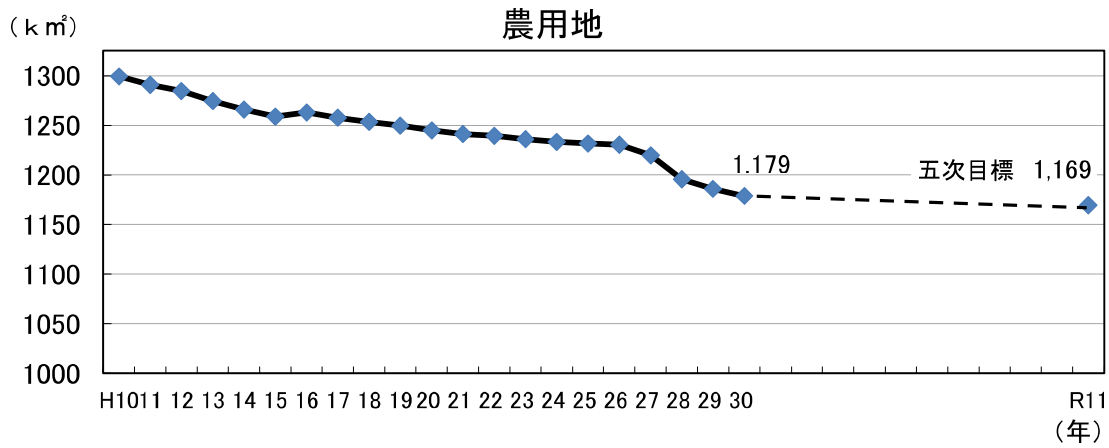
利用区分	定義	現況把握方法(H30)
宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地	「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積(村落地区については地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの)と非課税地積を合計したもの。
(1)住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	以下に掲げるア及びイの面積の合計である。 ア 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうちの住宅用地の面積。村落地区については地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。 イ 都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地の面積
(2)工業用地	「工業統計表」にいう「事業所敷地面積」を従業員4人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	以下に掲げるア及びイの面積の合計である。 ア 従業員30人以上の事業所については、都道府県別産業中分類別統計表「従業員30人以上の事業所に関する統計表」による。 イ 従業員4人以上29人以下の事業所については、次の算式により算出した面積の合計 $\frac{(\text{従業員4人以上29人以下事業所の製造品出荷額等})}{(\text{従業員30人以上事業所の製造品出荷額等})} \times (\text{従業員30人以上事業所の敷地面積})$
(3)その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地	
その他	県土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。	
合計(県土面積)		国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。但し、一部、境界未定のために、総務省統計局の推計を含む。
市街地	国勢調査による「人口集中地区」	

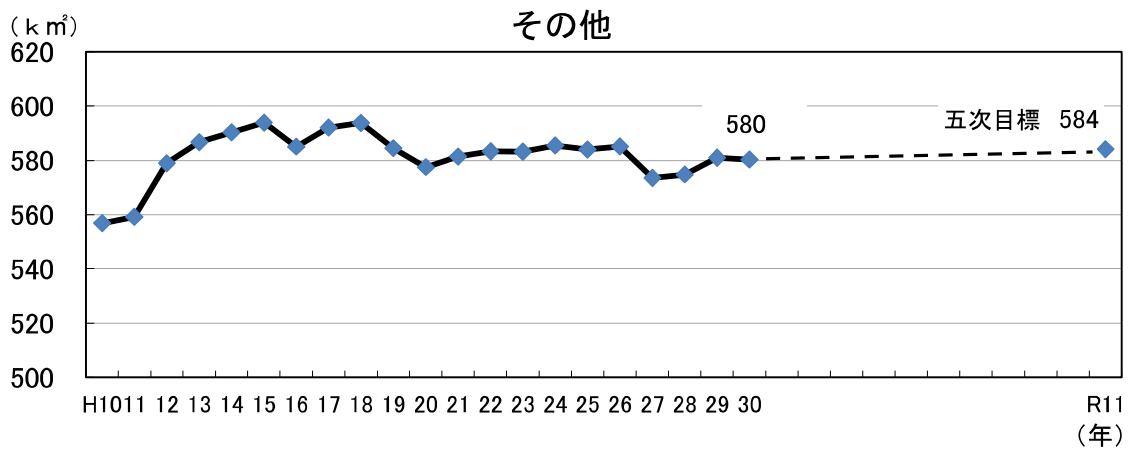
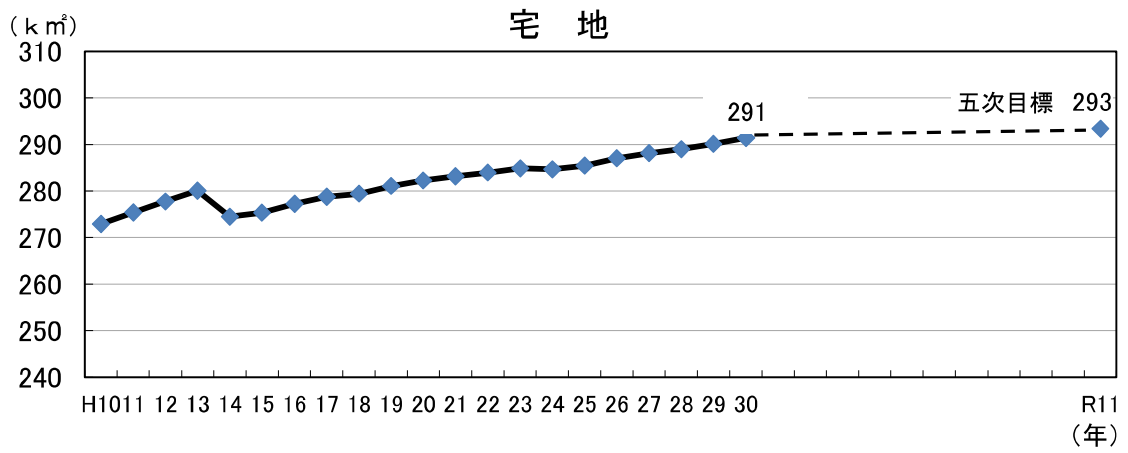
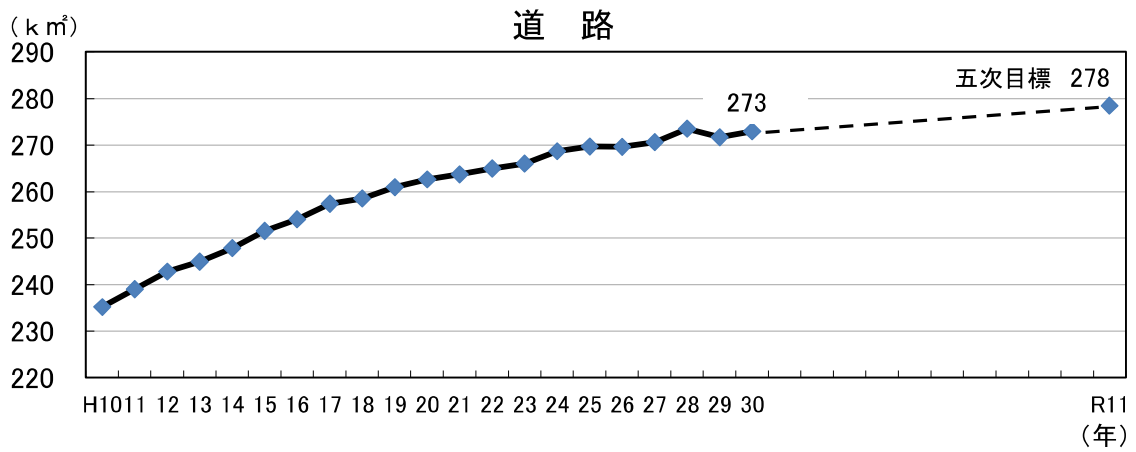
2 県土の利用区分ごとの規模の目標について

(基準年次H30、目標年次R11)

利用区分		利用区分別の目標面積設定の考え方	推計方法
農用地	農地	農業が本県の発展にとって極めて重要であり、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるため、これまでの減少幅を縮小	「農用地等の確保等に関する基本指針（平成27年12月24日 農林水産大臣）」に基づき推計
	採草放牧地	近年は、ほぼ横ばいであり、現状を維持	H30面積を計上
森林		県土の保全や水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進め、一定量の森林面積を確保	H30面積を計上
原野		原野を構成する湿原や草地などは、自然生態系を保全する上で重要なため、現状を維持	H30面積を計上
水面・河川・水路	水面	(天然湖沼) 自然生態系を保全する上で重要なため、現状を維持	H30面積を計上
		(溜池) 近年は、ほぼ横ばいであり、現状を維持	
		(人造湖) ダムの新設予定がないため、現状を維持	
	河川	近年は、ほぼ横ばいであり、現状を維持	H30面積を計上
水路	農地の減少に伴い微減	農地の減少率から推計	
道路	一般道路	地域間のネットワークと災害時における交通基盤の多重性・代替性の確保が必要な一方、宅地面積の伸びの鈍化に伴い、必要となる道路整備が縮小	市町村道は、宅地増加率から推計 その他の一般道路は、近年のすう勢により回帰分析
	農道	農地の減少に伴う減少と、農道整備に伴う増加により、現状を維持	H30面積を計上
	林道	近年は、ほぼ横ばいであり、現状を維持	H30面積を計上
宅地	住宅地	人口減少、都市機能や居住の集約、空き家等の有効活用により伸びが鈍化	近年のすう勢により回帰分析した宅地全体の面積のうち、市街地等にある農地の面積を参考に、一定割合の面積を計上
	工業用地	近年、わずかに上昇しているが、自然的土地利用からの転換抑制等により、現状を維持	H30面積を計上
	その他の宅地 (商業業務用地、公共施設用地等)	面積は増加傾向にあるが、自然的土地利用からの転換抑制等により、現状を維持	H30面積を計上
その他	公共施設用地、レクリエーション用地等(公園緑地、ゴルフ場、スキー場、荒廃農地等)	県土面積から農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地の各面積を差し引いた面積	県土面積から農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地の各面積の差し引き
合計	県土面積		H30面積を計上
市街地	DID(人口集中地区)	人口減少により、伸びが鈍化	将来人口推計及びDID人口比率、DID人口密度から推計

面積の推移と第五次計画の規模の目標





3 用 語 集

あ 行

アクセシビリティ

都市機能へのアクセスのしやすさのこと。

一般道路（いっぱんどうろ）

道路法第2条第1項に定める道路。

農道、林道、道路運送法による自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。

オープンスペース

公園、道路、河川、立ち入りが可能な空地等をいう。

か 行

開発行為（かいはつこうい）

主として、(1)建築物の建築、(2)第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3)第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。

環境保全型農業（かんきょうほぜんがたのうぎょう）

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいう。

原生的な自然（げんせいてきなしぜん）

人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。

健全な水循環（けんぜんなみずじゅんかん）

水循環基本法における人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

県土強靱化（けんときょうじんか）

今後想定される大規模自然災害から県民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な県土づくり」を推進するための事前防災及び減災等の取組み

原野（げんや）

一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地をいう。

公園緑地（こうえんりょくち）

公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地である。

荒廃農地（こうはいのうち）

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地

公共用施設（こうきょうようしせつ）

公園緑地など公のために設けられた施設をいう。

さ 行

再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

採草放牧地（さいそうほうぼくち）

農地法第2条第1項に定める採草放牧地をいう。

農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものである。なお、ここでいう耕作又は養畜の事業のための採草とは、具体的には肥料、飼料の材料を得るための採草のことである。

サテライトオフィス

企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィスのこと。テレワークの導入が進む中、これからの働き方にあったオフィス形態として注目されている。

一般的に、支社や支店は業務全般を扱うことができる本格的な設備を整えているのに対し、サテライトオフィスの設備は、必要最低限のものとなる。

里地里山（さとちさとやま）

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念

市街地（しがいち）

県計画では、人々が密集して生活・生産活動を展開している地域をいう。

主に、国勢調査の定義による人口集中地区（D I D）をさす。

資源循環型社会システム（しげんじゅんかんがたしすてむ）

循環型の社会（天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会）を実現するため必要な、3R（排出抑制（リデュース、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））が体系的に秩序立って実施される仕組みをいう。

自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）

すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域など、自然的社会的諸条件からみてその区域

における自然環境を保全することが特に必要な地域をいう。

山形県自然環境保全条例第7条第1項の規定に基づき、知事が指定する。

自然生態系（しぜんせいたいけい）

生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系として捉えたもの。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念。（計画では、「生態系」と同義としている。）

自然的土地利用（しぜんてきとちりよう）

農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの。

都市的土地利用以外の土地利用を総称したものである。

持続可能な開発目標（SDGs）（じぞくかのうなかいはずもくひょう）

平成27年（2015年）9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題の統合的解決を目指す全世界の共通目標であり、令和12年（2030年）を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げている。

SDGsは、それぞれのゴール・ターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決すること、一つの行動によって複数の利益を生み出すことを目指す。

住宅ストック（じゅうたくすとく）

既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積されるわが国の住宅全体をいう。

人口集中地区（D I D）（じんこうしゅうちゅうちく）

国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1k㎡当たり4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域をいう。

針広混交林（しんこうこんこうりん）

針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林のことをいう。種組成が豊富になることや、齢の異なる針葉樹上木と広葉樹下木で伐採時期がずれるため相対的に長い伐期の計画が組めることや、土砂流出、地力低下の防備などのメリットがある。

親水空間（しんすいくうかん）

地域住民等が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したもの。

水源かん養（すいげんかんよう）

降水がすぐに森林や農地から流出せず、地中（土壌）に浸透し、地下水となってゆっくりと流れ出ることにより、洪水や渇水が緩和され、水質も浄化されることをいう。

水土保全機能（すいどほぜんきのう）

森林が有する洪水や渇水を緩和する機能、土砂の流出や斜面の崩壊を防ぐ機能、清浄な水を供給する機能な機能を有しており、まとめて水土保全機能という。

ストック

過去から蓄積された道路や施設などハード的な社会基盤のこと。

生活圏（せいかつけん）

日常的な生活に必要なサービスを楽しむための圏域のこと。

ゼロカーボン社会（ぜろかーぼんしゃかい）

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量とが均衡している社会のこと。

生態系サービス（せいたいけいさーびす）

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」な

どがある。

生物多様性（せいぶつたようせい）

生物多様性条約では、生物多様性を全ての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。例えば、「生物多様性」を「つながり」と「個性」という2つの言葉に言い換えてみると理解がしやすくなるが、「つながり」は、生物間の食べる―食べられるといった関係から見た食物連鎖や生態系のつながりなどを表している。また、長い進化の歴史を経た世代を超えたいのちのつながり、日本と世界、地域と地域、流域など、スケールの異なる様々なつながりもある。「個性」は、同じ種であっても、個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることである。

その他の宅地（そのたのたくち）

（県土の利用区分における「その他の宅地」）

その他の宅地は、宅地から住宅地や工業用地として利用されているものを除いたものとなり、具体的には、事務所、商業施設、病院、市場、倉庫、官公庁、公共施設などの公共施設用地のほか、課税上住宅地として認定されていない土地などが含まれる。

その他（そのた）

（県土の利用区分における「その他」）

その他には、農用地、森林、宅地などの各利用区分に属さないものが該当し、地目「その他」の面積は、県土面積から、「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の面積を差し引いて求める。

よって、その内訳は完全に把握されているわけではないが、ある程度推計が可能なものとしては、公園・緑地等、ゴルフ場等のレクリエーション用地、荒廃農地、海浜などがある。

このほか、転換途上の用地（分譲中工業用地、未着工の住宅用地等）や定義上の把握漏れ（認定外道路、普通河川、10ha未満の天然湖沼等）、廃棄物の最終処分場など、統計などで

それぞれの面積が十分に把握されないものも含んでいる。

た 行

大規模集客施設（だいきぼしゅうきやくしせつ）

都市計画法の特定大規模建築物と同義。床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等を指す。

多面的機能（ためんてききのう）

森林における水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の機能や、農業・農村における県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の機能をいう。

田んぼダム（たんぼだむ）

水田の排水溝を絞り、雨水をゆっくり排水することで、豪雨時に雨水が一時的に水田に貯留され、洪水被害を軽減する取組み。

地域コミュニティ（ちいきこみゆにてい）

一定の空間的範囲としての地域性と、成員の帰属意識、共同性によって構成される社会のこと。

G I S

「Geographic Information System（地理情報システム）」の略語で、位置に関する様々な情報を持ったデータを電子的な地図上で扱う情報システム技術の総称。位置に関する複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示できるため、高度な分析や、分析結果の共有・管理もしやすくなる。

小さな拠点（ちいさなきよてん）

小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している買い物や医療・福祉など様々な生活サービスや地域活動の場を歩いて動ける範囲（基幹集落）に集め、各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などにあっても一度

に用事を済ませられる生活拠点をづくり、地域の生活サービスを維持していこうという取組み。

地籍調査（ちせきちょうさ）

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査をいう。

中山間地域（ちゅうさんかんちいき）

農林統計上用いられている地域区分（地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもの）のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域を合わせた地域。平野の外縁部から山間地を指す。

また、食料・農業・農村基本法では、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を「中山間地域等」といい、条件不利地域を対象とする地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法等）の指定地域を含む概念として使われる。

低炭素型の都市構造（ていたんそがたのとしこうぞう）

エネルギー需要密度の高い都市部においてエネルギーの利用効率の向上を図るため、エネルギーの面的利用やヒートアイランド対策等により都市のエネルギー環境を改善するとともに、住宅・建築物・都市インフラの長寿命化、環境負荷の少ない交通システム等を進めた都市構造のこと。また、都市機能の集約等を通じて環境負荷の少ないまちづくり（集約型都市構造）を実現することも重要である。

低未利用地（ていみりようち）

土地利用がなされていないもの、又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が必ずしも適切でないものをいう。

（例：荒廃農地、空地、空店舗、青空駐車等）

都市（とし）

人々が密集して生活、生産活動を展開している地域をいう。

都市構造（としこうぞう）

都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物などから構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域などから構成される機能地域構造など都市の空間的な地域構造をいう。

都市施設（とししせつ）

都市計画法第11条第1項に掲げる施設。具体的には、道路、公園、水道、河川、学校、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地等。

都市的土地利用（としてきとちりよう）

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。

土地利用の高度化（とちりようのこうどか）

道路などの公共施設の整備水準が一定以上の土地について、中高層建築物又は容積率の高い建築物を建築することにより、有効な空地の確保、一定以上の敷地規模の確保など、良好な市街地環境を形成し土地を効率的に利用することをいう。

な 行

二地域居住（にちいききょじゅう）

都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。

日本型直接支払制度（にほんがたちょくせつしはらいせいど）

農業の持つ多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、農林水産省により地域活動や営農活動に対して行われる支援制度。多面的機能支払、環境保全型農業直接支援、中山間地域等直接支払の3制度を併せて日本型直接支払制度という。

農林業的土地利用（のうりんぎょうてきとちりよう）

主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用することをいい、農地、採草放牧地、森林（自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く）、農道、林道等がこれにあたる。

農地中間管理機構（のうちちゅうかんかんりきこう）

担い手への農地集積・集約化を進めるため、平成26年度に各都道府県に1つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。

農地中間管理機構では、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付けを行う。

は 行

ハザードマップ

土砂災害や津波などについて被害の想定範囲や避難場所、避難経路などを示した地図をいう。

複層林（ふくそうりん）

樹齢や樹高の異なる樹木で構成され、樹木の枝葉の空間である樹冠の部分が何層にも分かれている林。スギ・ヒノキの単純一斉林を単層林と呼ぶのに対比して使われる。

上層木を伐採しても下層木が残り、常に森林が緑に覆われているため、公益的機能を持続的に発揮させやすいというメリットがある。

保安林（ほあんりん）

水源のかん養等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。立木の伐採や土地の形質の変更等が制限される。

や 行

野生動植物保護地区（やせいどうしょくぶつほごちく）

自然環境保全地域の特別地区内で、特に特定の動植物の保護を図る必要がある地域で、環境大臣又は知事が指定する。指定されると特別地区における規制に加え、指定された動植物の採取が規制される。

ら 行

ライフライン

「生活の幹線、すなわち都市生活を含む上での命綱」（Duke, 1975）と定義されるものであり、①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。

具体的には、電気、ガス、上下水道、交通、通信といった狭義の施設と、これらに工業用水道、廃棄物等の処理システム、農業用溜池、空港等を加えた広義の施設があるが、国土利用計画では、主として狭義の施設を対象としている。

リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

流域（りゅういき）

集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲をいう。

流域治水（りゅういきちすい）

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策。

歴史的風致（れきしてきふうち）

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の

環境をいう。

路網整備（ろもうせいび）

間伐や除伐など森林の整備や管理が効率的かつ効果的に行われるよう、林道（林業専用道を含む。）や森林作業道等を整備すること。

4 統 計 資 料 等

土地利用区分別面積の推移

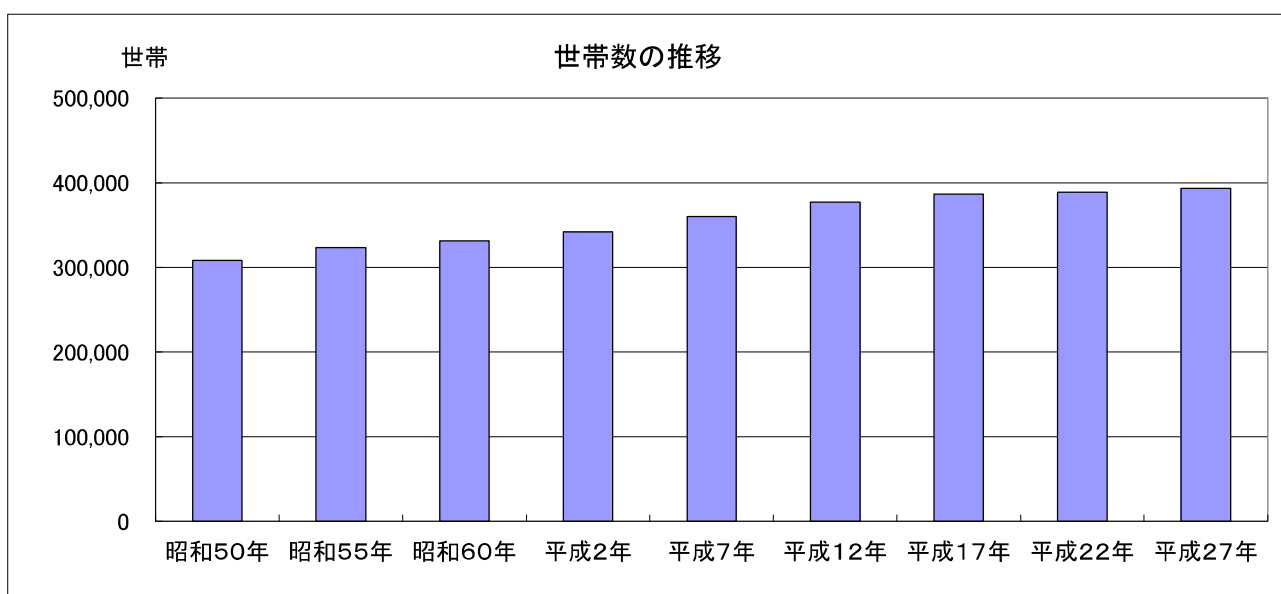
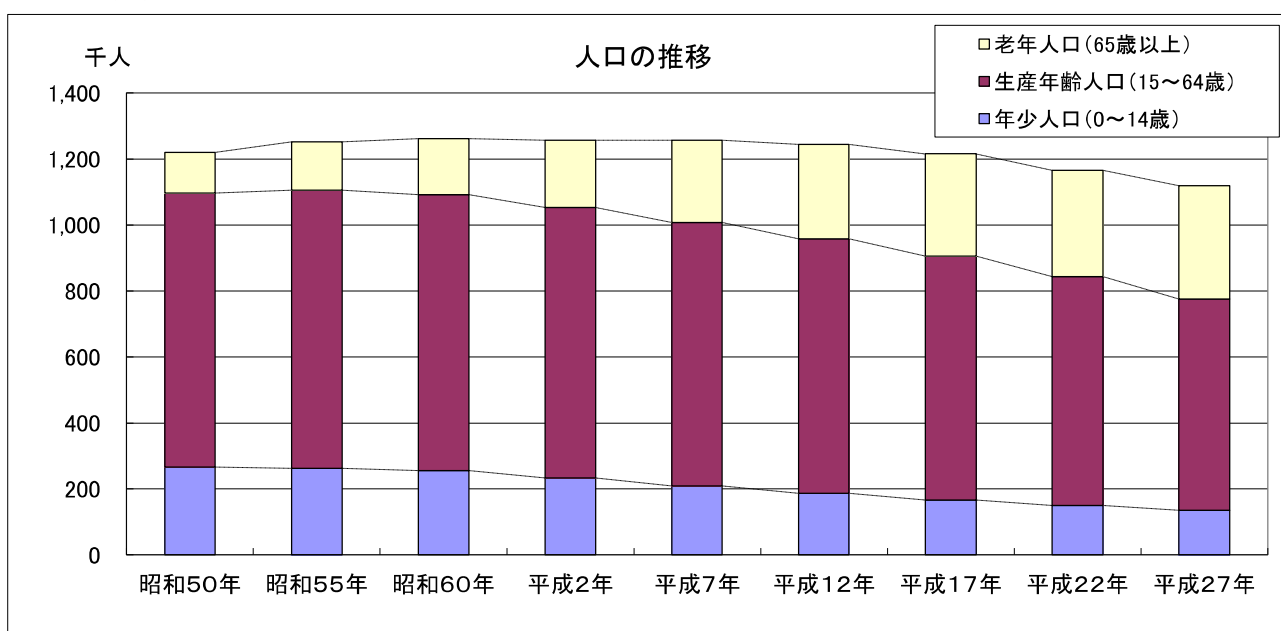
単位: ha

利用区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
農用地	125,885	126,283	125,767	125,331	124,952	124,493	124,099	123,920	123,597	123,311	123,169	123,050	121,955	119,553	118,582	117,881
農地	125,025	125,423	124,907	124,471	124,092	123,633	123,239	123,060	122,737	122,451	122,309	122,190	121,095	119,395	118,424	117,723
採草放牧地	860	860	860	860	860	860	860	860	860	860	860	860	860	158	158	158
森林	668,531	668,593	667,979	668,093	669,018	669,749	669,569	669,373	669,375	669,171	669,254	669,014	670,644	670,653	671,117	671,639
国有林	356,094	356,156	355,595	355,708	355,843	356,115	355,875	355,679	355,681	355,537	355,464	355,429	355,353	355,359	354,456	354,506
民有林	312,437	312,437	312,384	312,385	313,175	313,634	313,694	313,694	313,694	313,634	313,790	313,585	315,291	315,294	316,661	317,133
原野	941	941	941	941	896	885	885	884	884	884	884	938	939	2,891	2,886	2,873
水面・河川・水路	24,901	24,891	24,836	24,807	24,839	24,983	24,978	24,950	25,091	25,099	25,135	25,134	25,558	25,492	25,460	25,466
水面	3,717	3,717	3,702	3,702	3,751	3,906	3,906	3,880	4,029	4,029	4,056	4,056	4,504	4,483	4,483	4,503
河川	15,074	15,078	15,084	15,089	15,089	15,094	15,094	15,096	15,094	15,104	15,112	15,112	15,124	15,133	15,133	15,139
水路	6,110	6,096	6,050	6,016	5,999	5,983	5,978	5,974	5,968	5,966	5,967	5,966	5,930	5,876	5,844	5,824
道	25,155	25,405	25,740	25,850	26,089	26,260	26,369	26,493	26,598	26,867	26,964	26,958	27,059	27,348	27,164	27,293
一般道路	15,779	16,046	16,259	16,392	16,591	16,749	16,825	16,960	17,091	17,364	17,441	17,435	17,565	17,915	17,764	17,921
農道	7,397	7,431	7,462	7,429	7,477	7,463	7,455	7,448	7,440	7,432	7,437	7,434	7,393	7,333	7,298	7,278
林道	1,979	1,928	2,019	2,029	2,021	2,048	2,089	2,085	2,067	2,071	2,086	2,089	2,101	2,100	2,102	2,094
宅地	27,535	27,725	27,875	27,942	28,106	28,228	28,316	28,397	28,485	28,464	28,547	28,706	28,809	28,901	29,009	29,140
住宅地	16,798	16,877	16,922	16,973	17,038	17,086	17,142	17,193	17,249	17,288	17,322	17,354	17,401	17,440	17,492	17,546
工業用地	1,717	1,734	1,702	1,751	1,829	1,805	1,760	1,745	1,745	1,705	1,761	1,762	1,793	1,724	1,837	1,877
その他	9,020	9,114	9,251	9,218	9,239	9,337	9,414	9,459	9,491	9,471	9,464	9,590	9,615	9,737	9,680	9,717
その他	59,391	58,501	59,201	59,375	58,444	57,748	58,130	58,329	58,316	58,550	58,393	58,515	57,350	57,476	58,097	58,023
合計	932,339	932,339	932,339	932,339	932,344	932,346	932,346	932,346	932,346	932,346	932,346	932,315	932,315	932,315	932,315	932,315
市街地			11,380					11,500					11,620			

人口と世帯数の推移

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人 口	1,220,302	1,251,917	1,261,662	1,258,390	1,256,958	1,244,147	1,216,181	1,168,924	1,123,891
0～14歳	265,935	262,704	255,853	233,824	208,596	186,182	166,653	149,759	135,760
比率(%)	21.8	21.0	20.3	18.6	16.6	15.0	13.7	12.8	12.1
15～64歳	831,116	842,612	836,219	819,200	799,251	772,100	739,030	694,110	639,336
比率(%)	68.1	67.3	66.3	65.1	63.6	62.1	60.8	59.6	57.1
65歳以上	123,137	146,593	169,525	204,577	248,817	285,590	309,913	321,722	344,353
比率(%)	10.1	11.7	13.4	16.3	19.8	23.0	25.5	27.6	30.8
世帯数	308,141	323,583	331,303	341,638	360,178	377,049	386,728	388,608	393,396

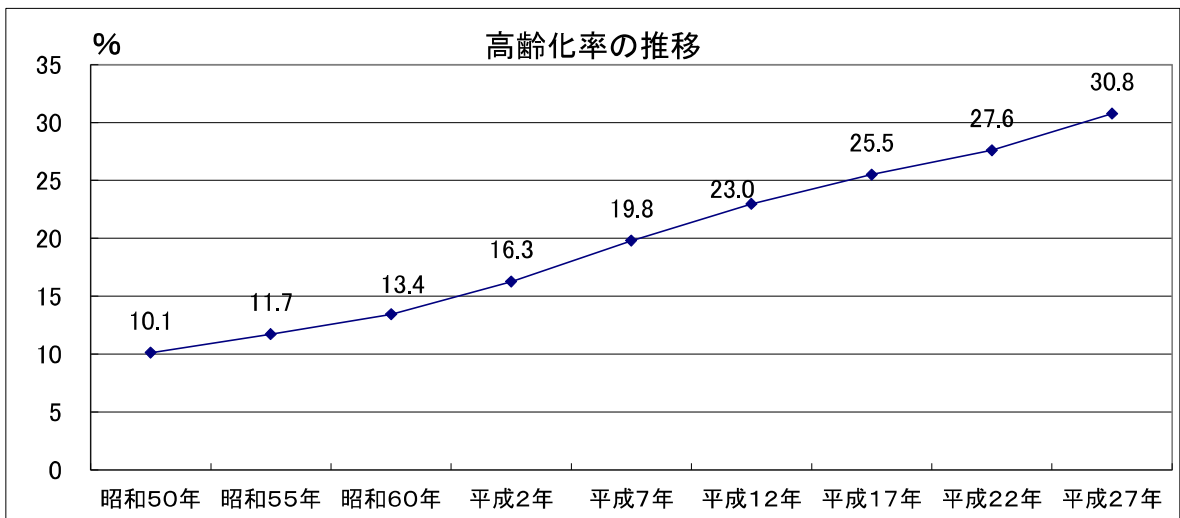
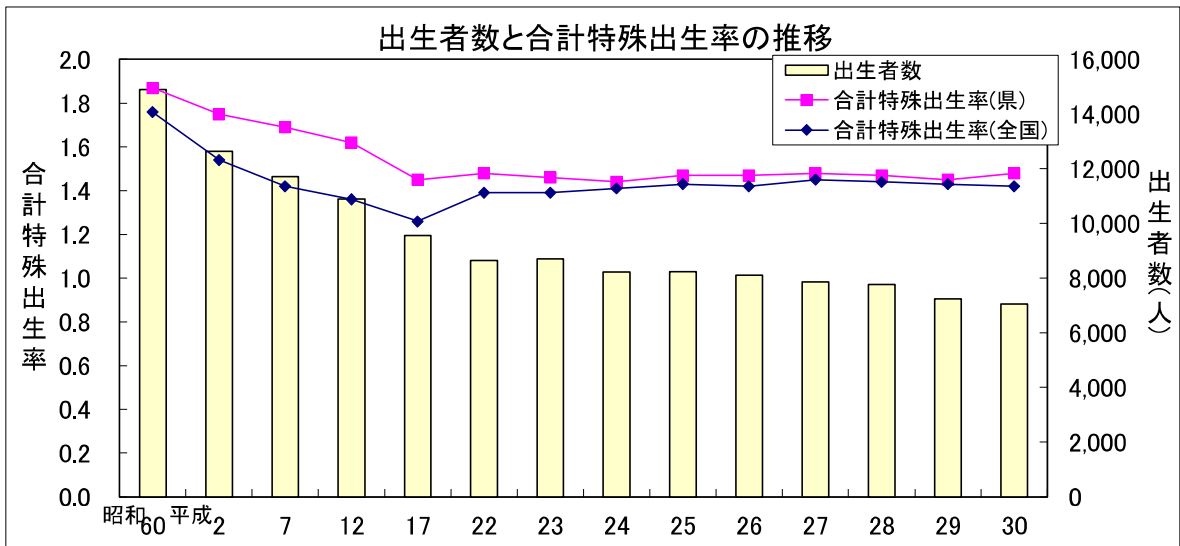
資料：国勢調査



出生者数、出生率、合計特殊出生率の推移

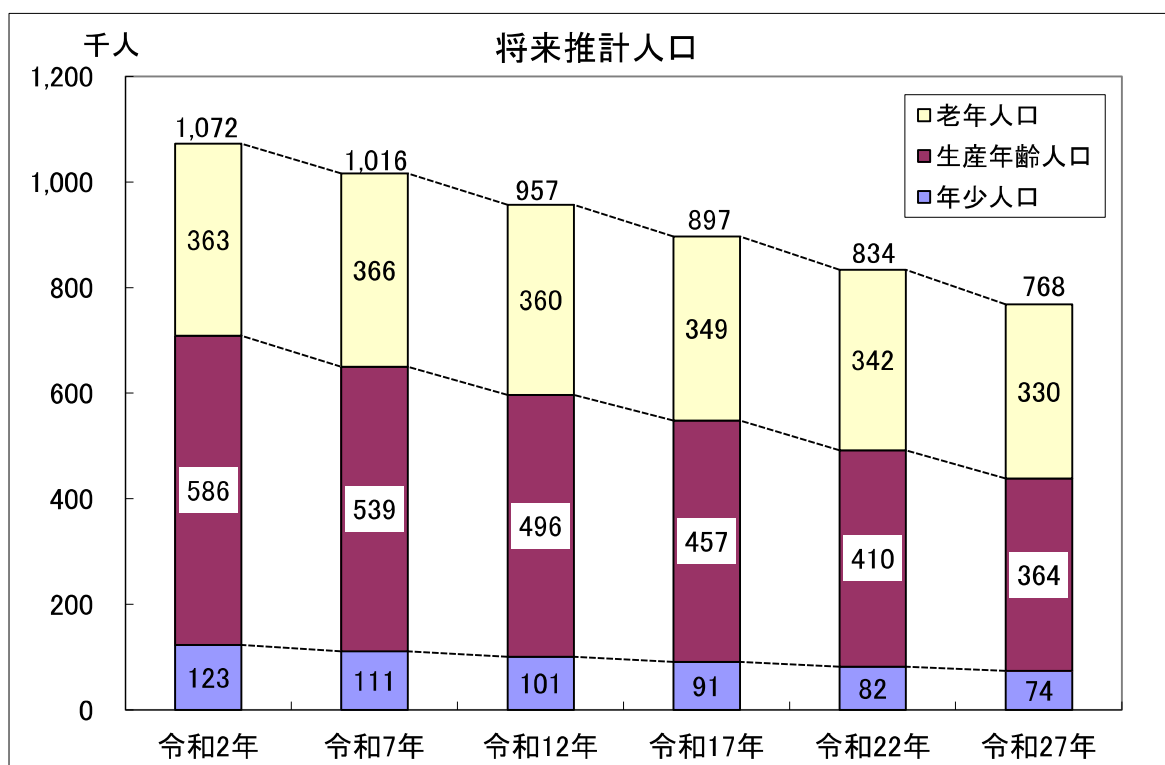
	出生者数 (人)	出生率(千人当たり)		合計特殊出生率(人)		自然増加数 (人)
		山形県	全国	山形県	全国	
昭和60年	14,910	11.9	11.9	1.87	1.76	5,291
平成2年	12,640	10.0	10.0	1.75	1.54	2,245
平成7年	11,712	9.2	9.6	1.69	1.42	438
平成12年	10,898	8.8	9.5	1.62	1.36	▲1,142
平成17年	9,562	7.7	8.4	1.45	1.26	▲3,581
平成22年	8,632	7.4	8.5	1.48	1.39	▲5,335
平成23年	8,706	7.4	8.3	1.46	1.39	▲6,025
平成24年	8,218	7.2	8.2	1.44	1.41	▲6,565
平成25年	8,242	7.2	8.2	1.47	1.43	▲6,748
平成26年	8,107	7.1	8.0	1.47	1.42	▲6,761
平成27年	7,865	7.0	8.0	1.48	1.45	▲7,266
平成28年	7,764	6.8	7.8	1.47	1.44	▲7,316
平成29年	7,251	6.6	7.6	1.45	1.43	▲8,101
平成30年	7,057	6.4	7.4	1.48	1.42	▲8,392

資料：出生者数と自然増加数は「山形県社会的移動人口調査」、出生率と合計特殊出生率は「人口動態統計」

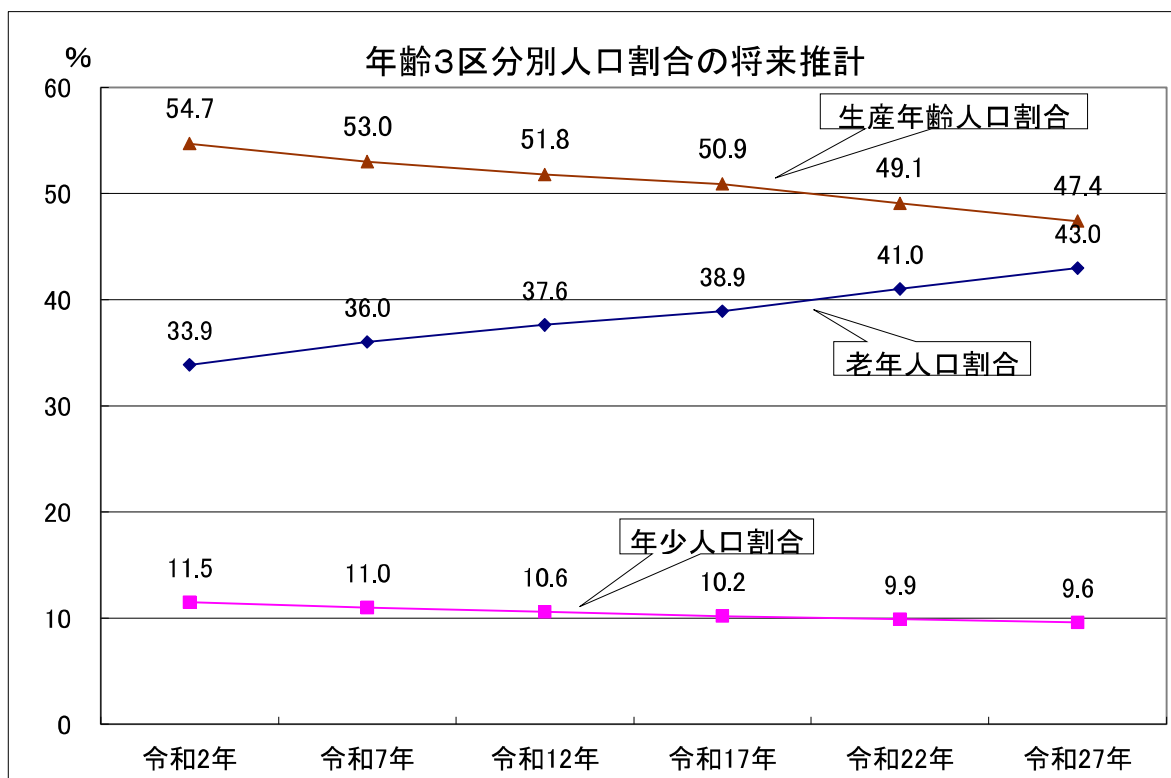


資料：国勢調査

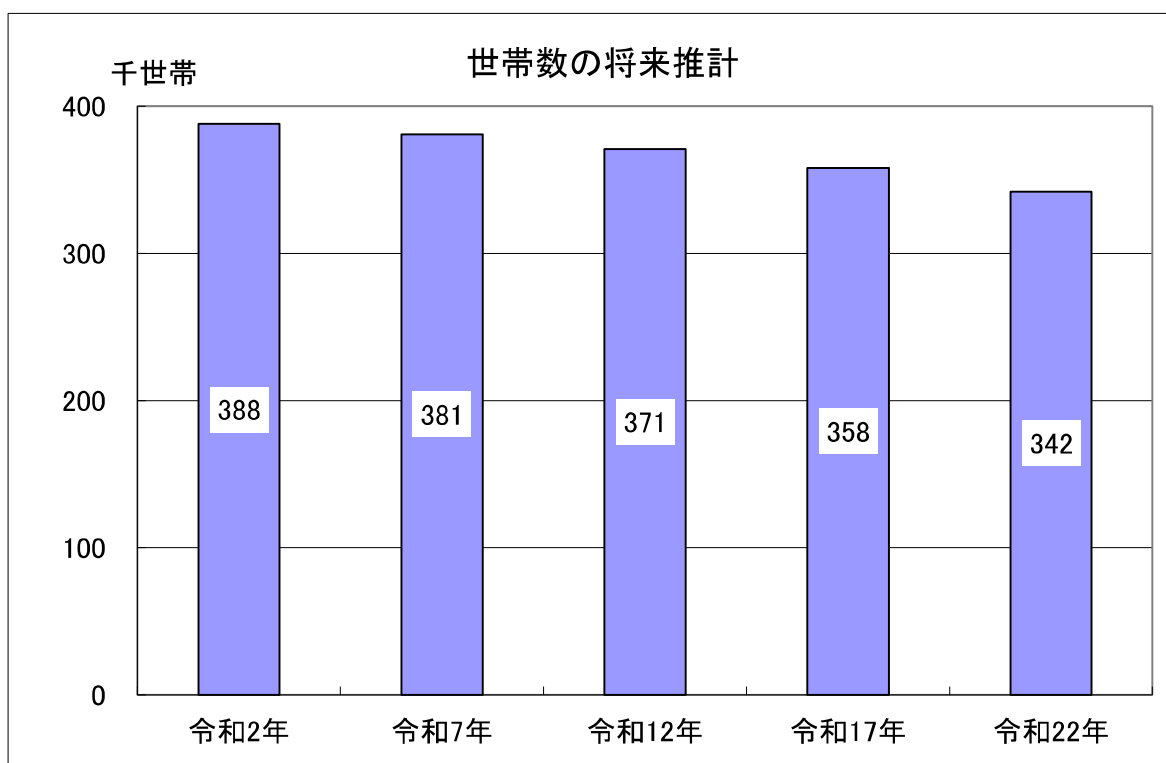
※高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合



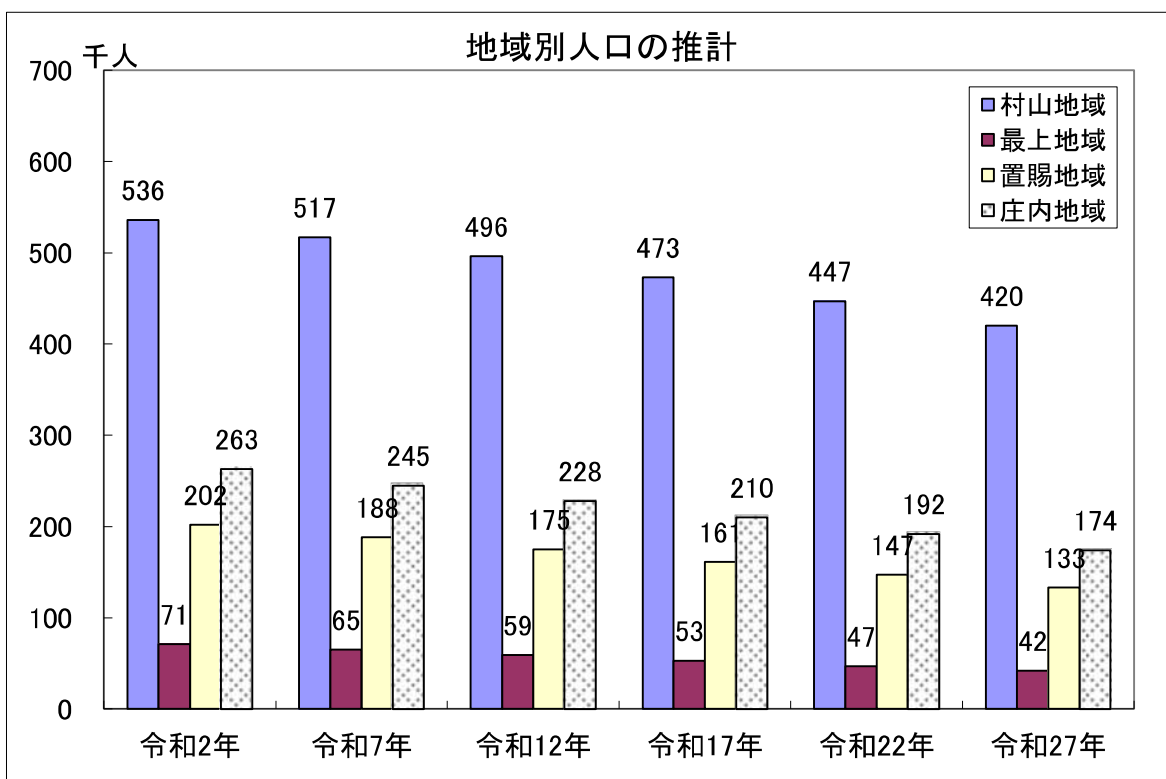
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」
 ※本計画における目標年（令和11年）については、上記を基に補間して算出（約97万人と推計）した。



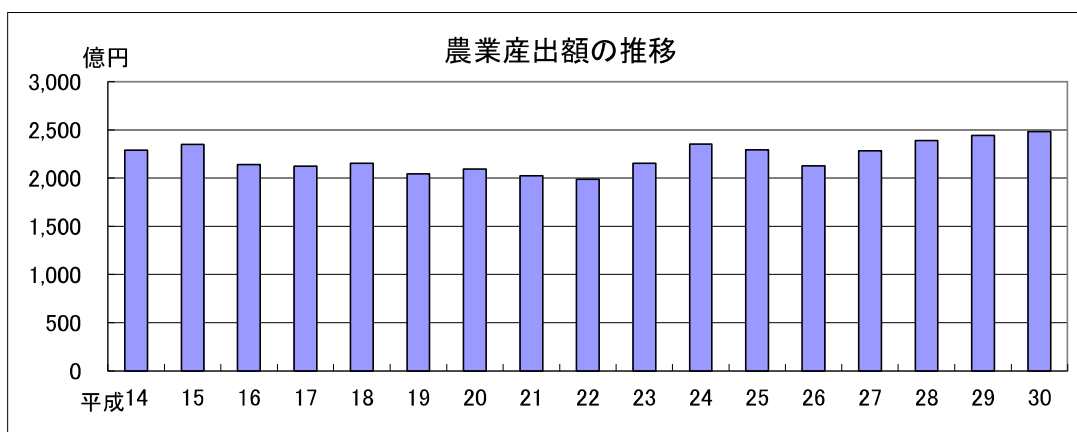
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」



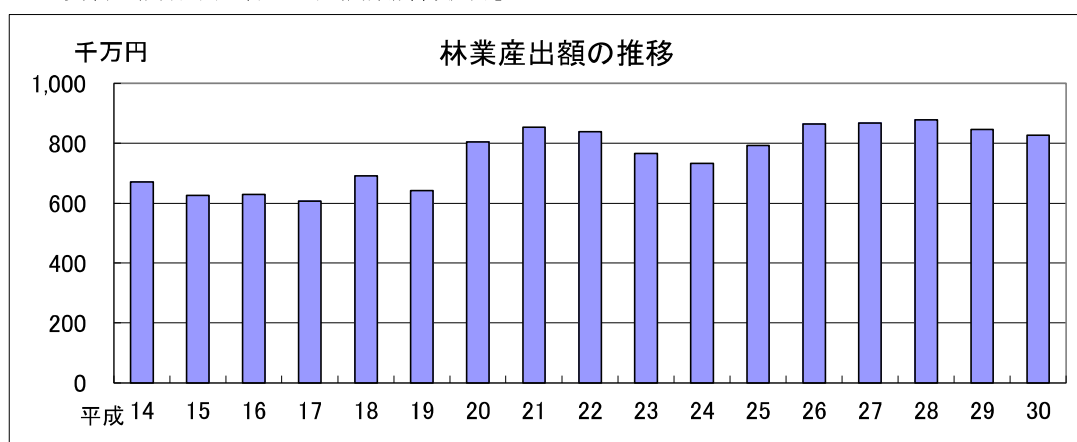
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）



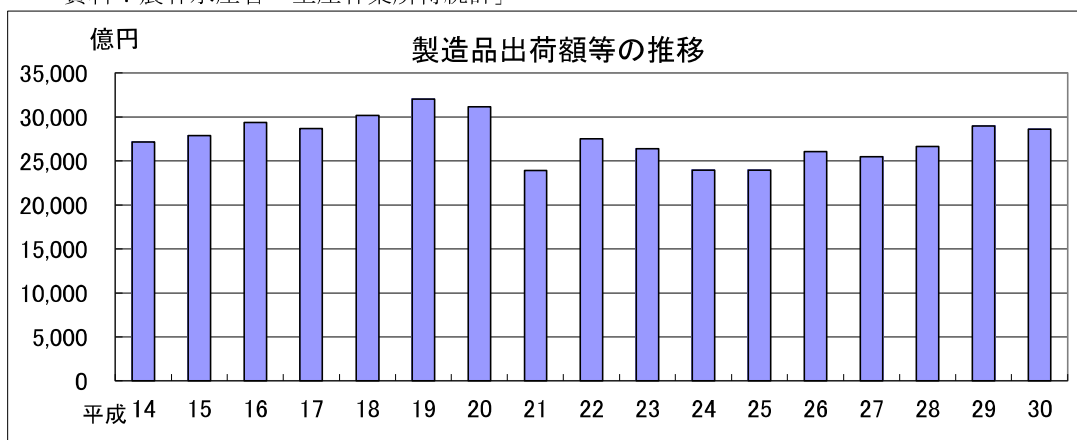
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」
 ※本計画における目標年（令和11年）については、上記を基に補間して算出（村山約50万人、最上約6万人、置賜約18万人、庄内約23万人と推計）した。



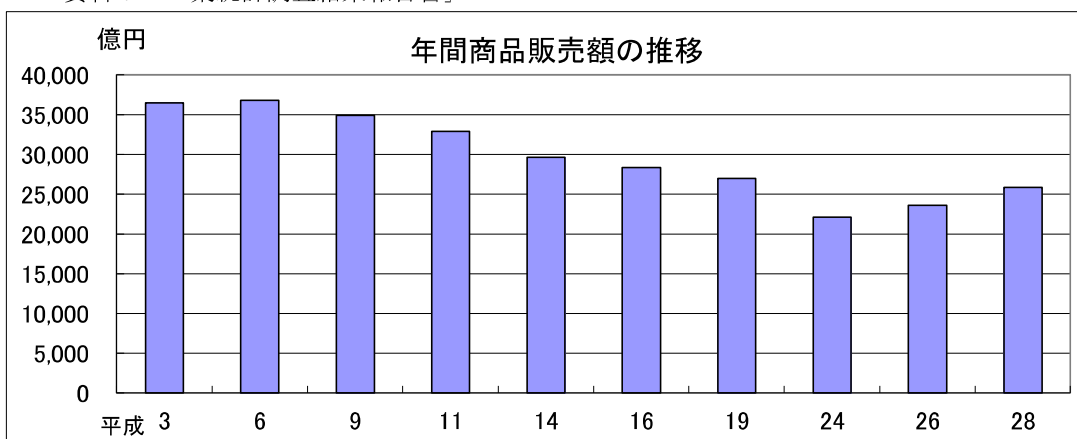
資料：農林水産省「生産農業所得統計」



資料：農林水産省「生産林業所得統計」



資料：「工業統計調査結果報告書」

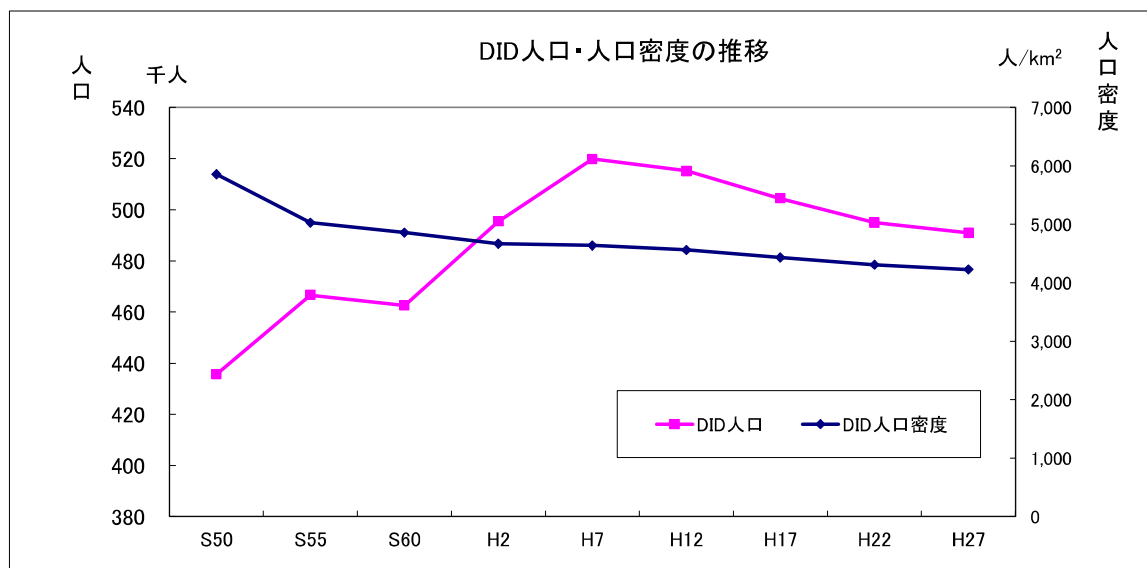
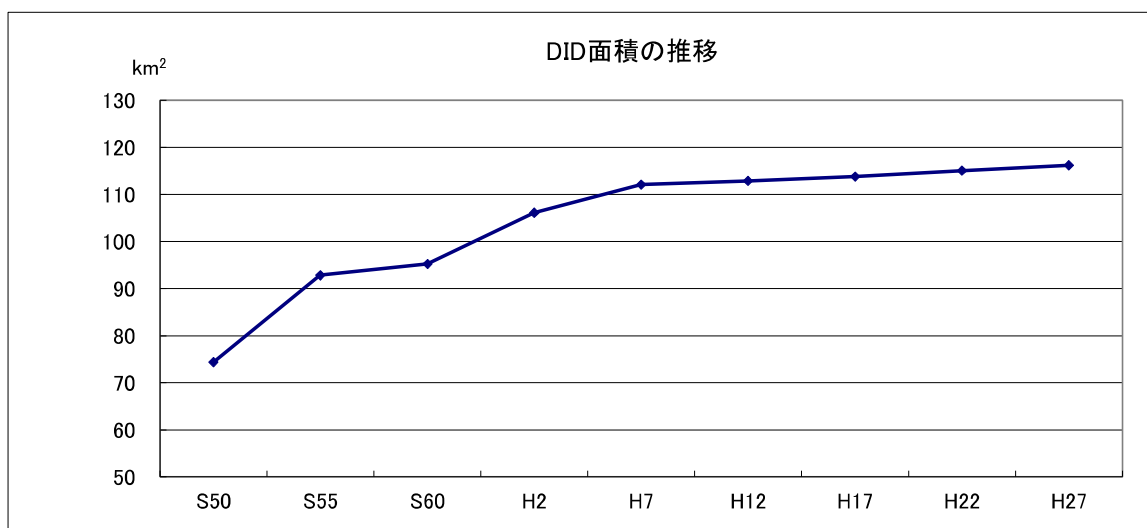


資料：「山形県の商業」

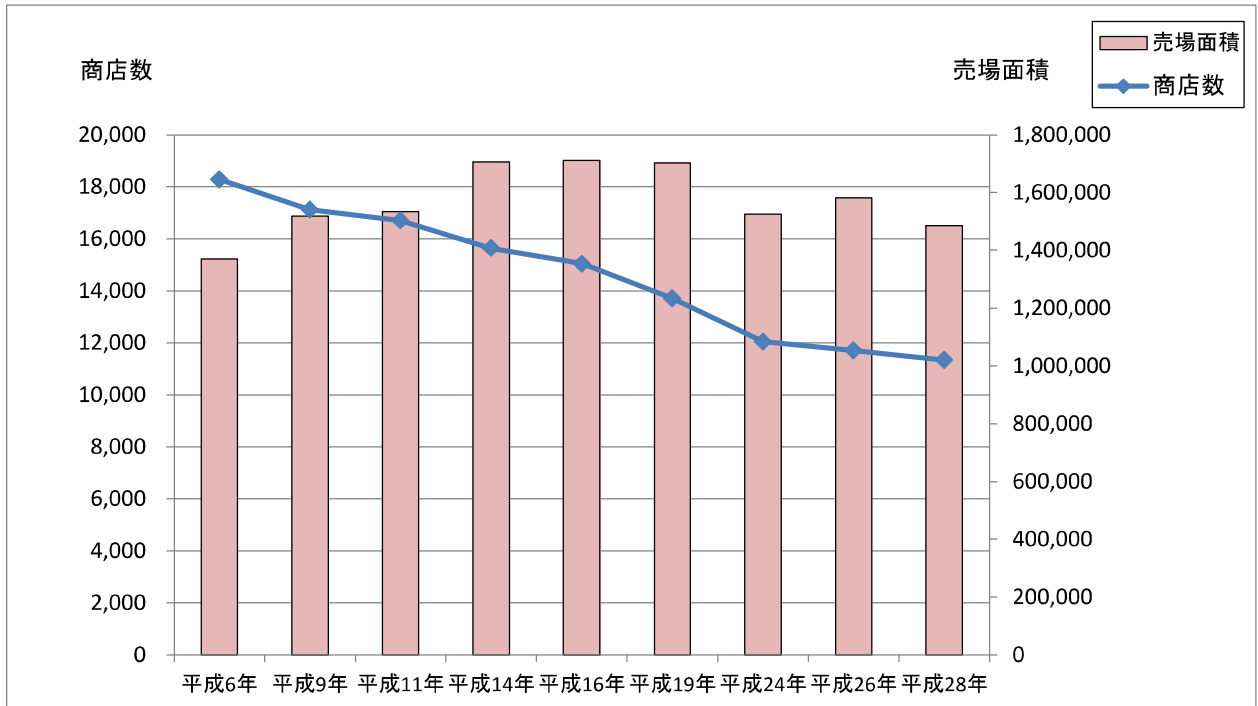
DID(人口集中地区)の推移

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口 (人)	435,679	466,676	462,596	495,460	519,856	515,184	504,478	495,490	491,012
面積 (km ²)	74.4	92.8	95.2	106.1	112.1	112.9	113.8	115.0	116.2
人口密度 (人/km ²)	5,856	5,029	4,859	4,670	4,640	4,563	4,435	4,308	4,226

資料：国勢調査

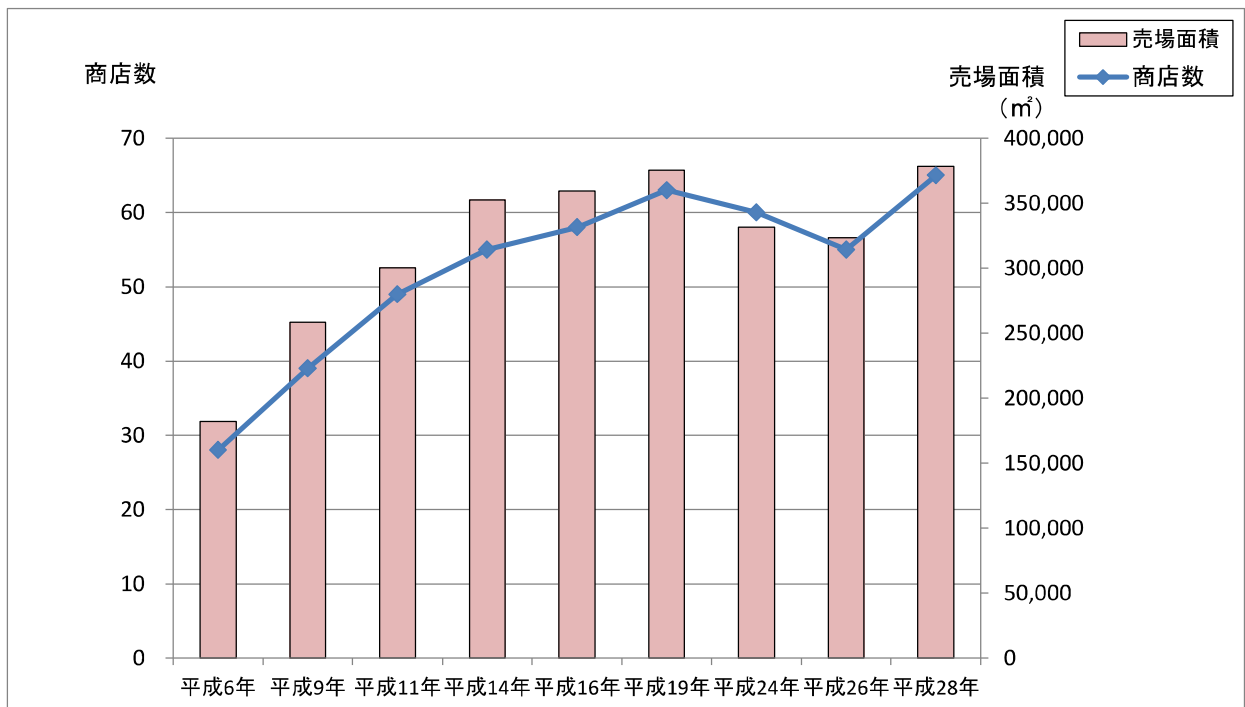


小売業の商店数及び売場面積の推移

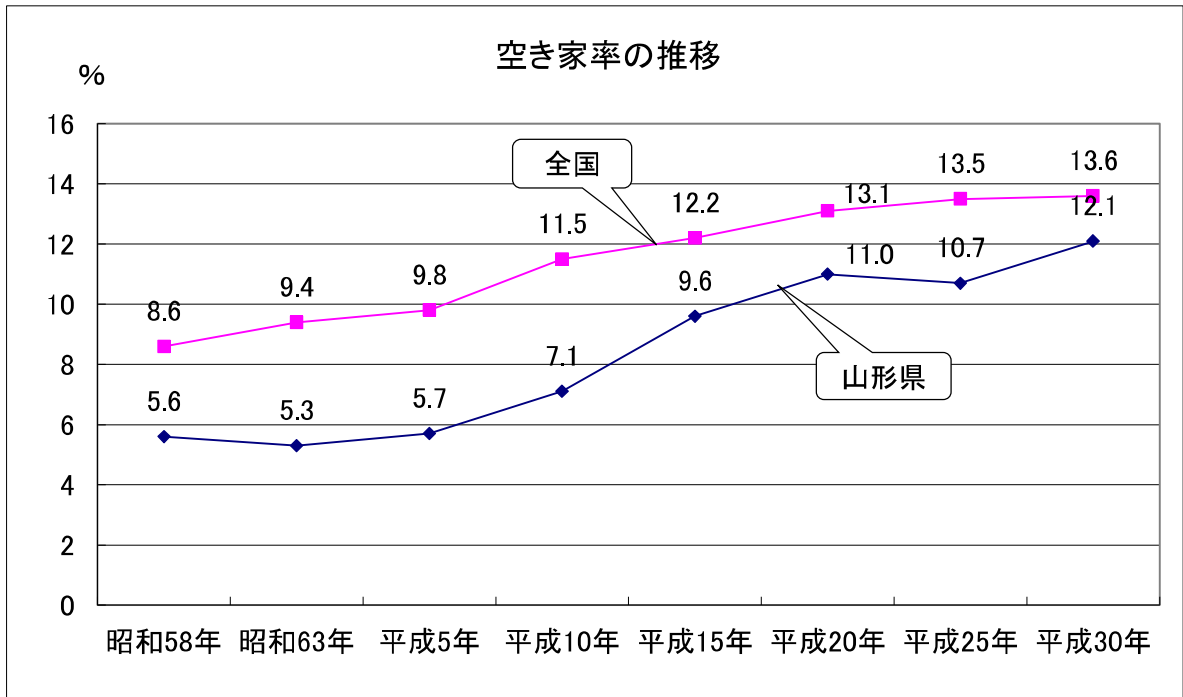


資料：山形県の商業

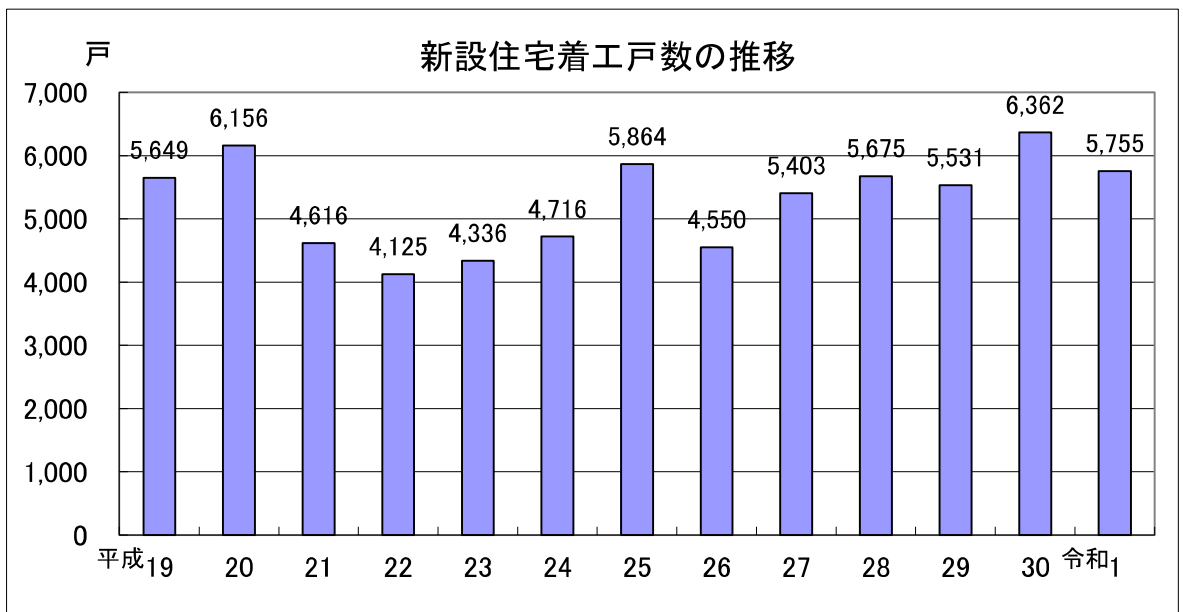
売場面積3,000㎡以上の小売業の商店数及び売場面積の推移



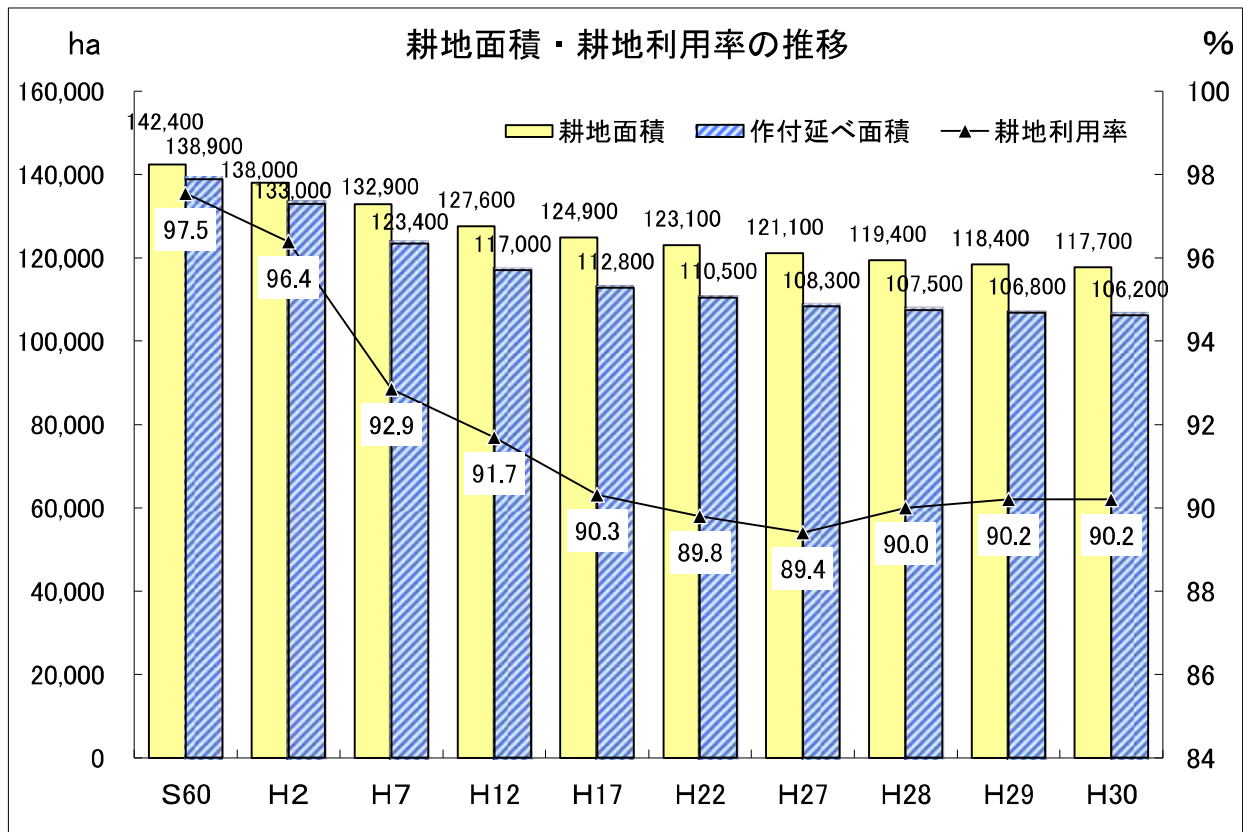
資料：山形県の商業



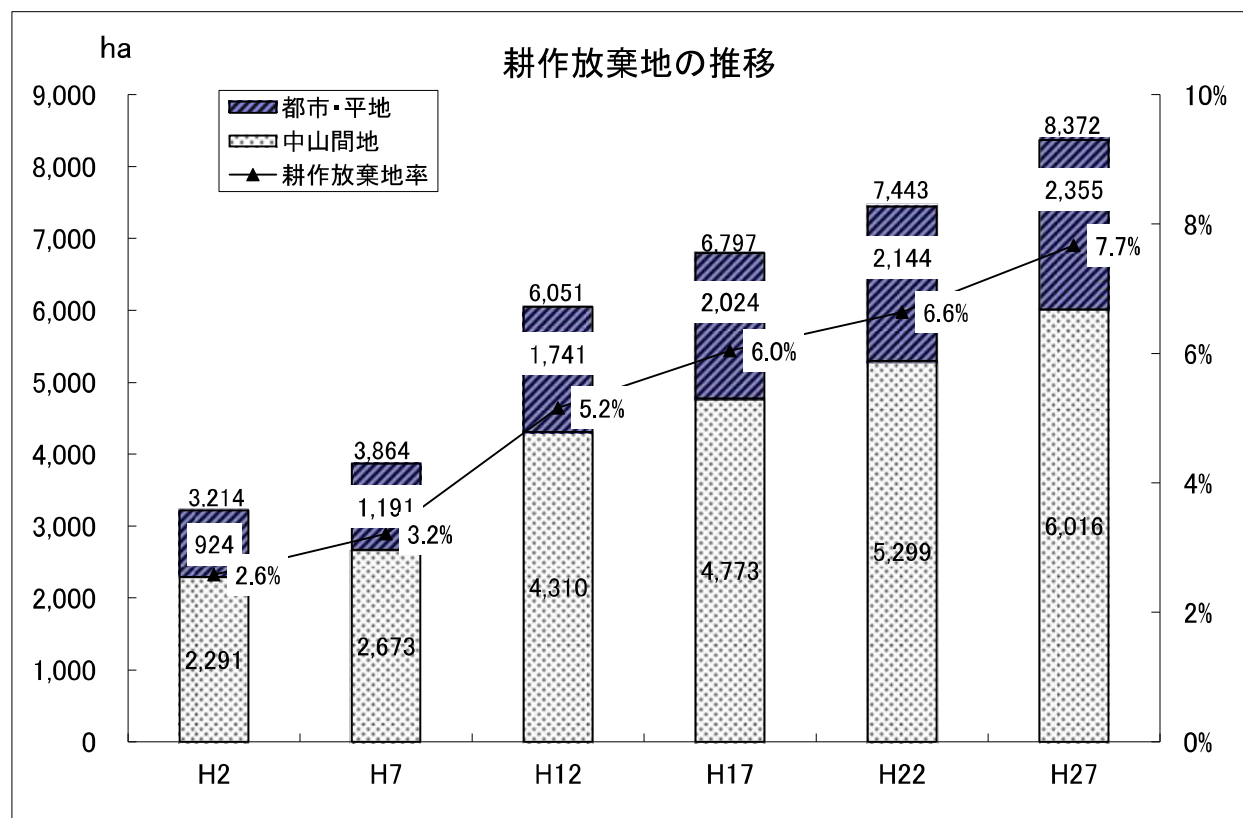
資料：総務省「住宅・土地統計調査」



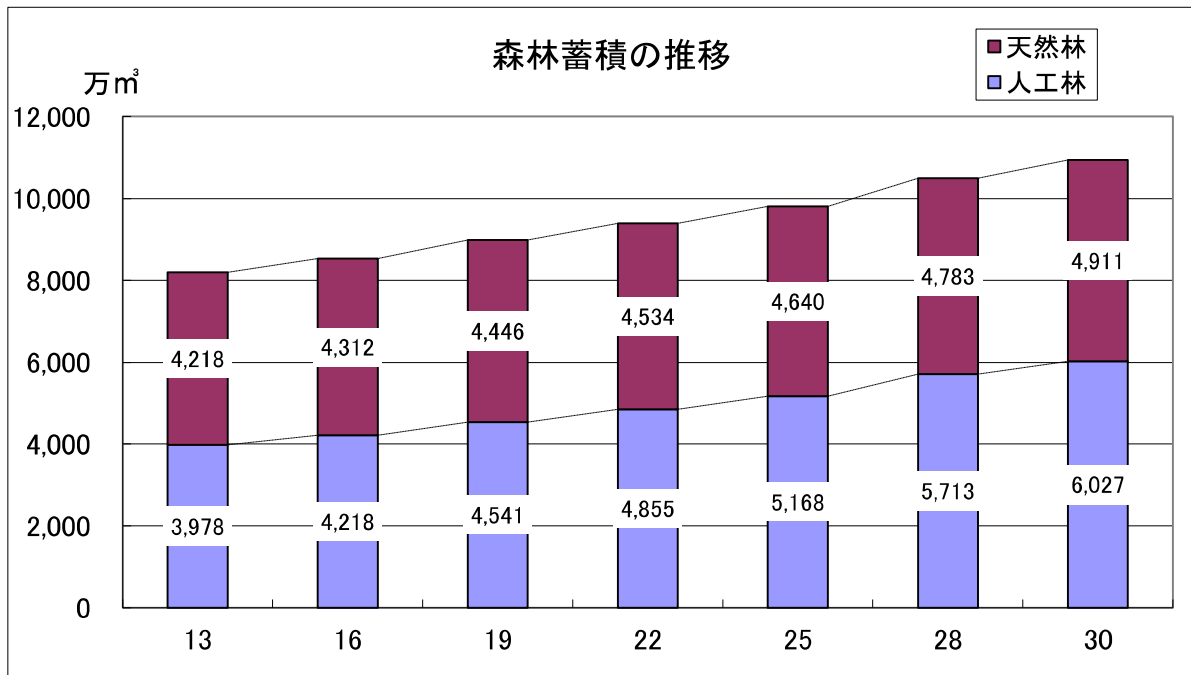
資料：国土交通省「建築着工統計調査」



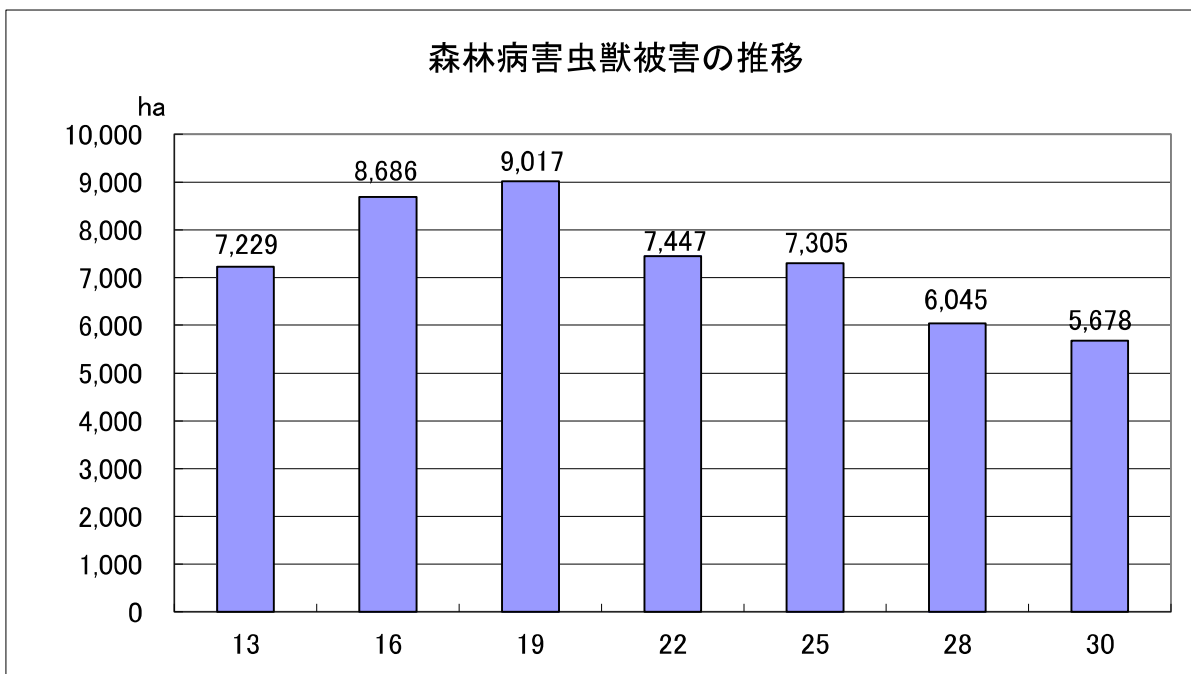
資料：農林水産省「面積調査」



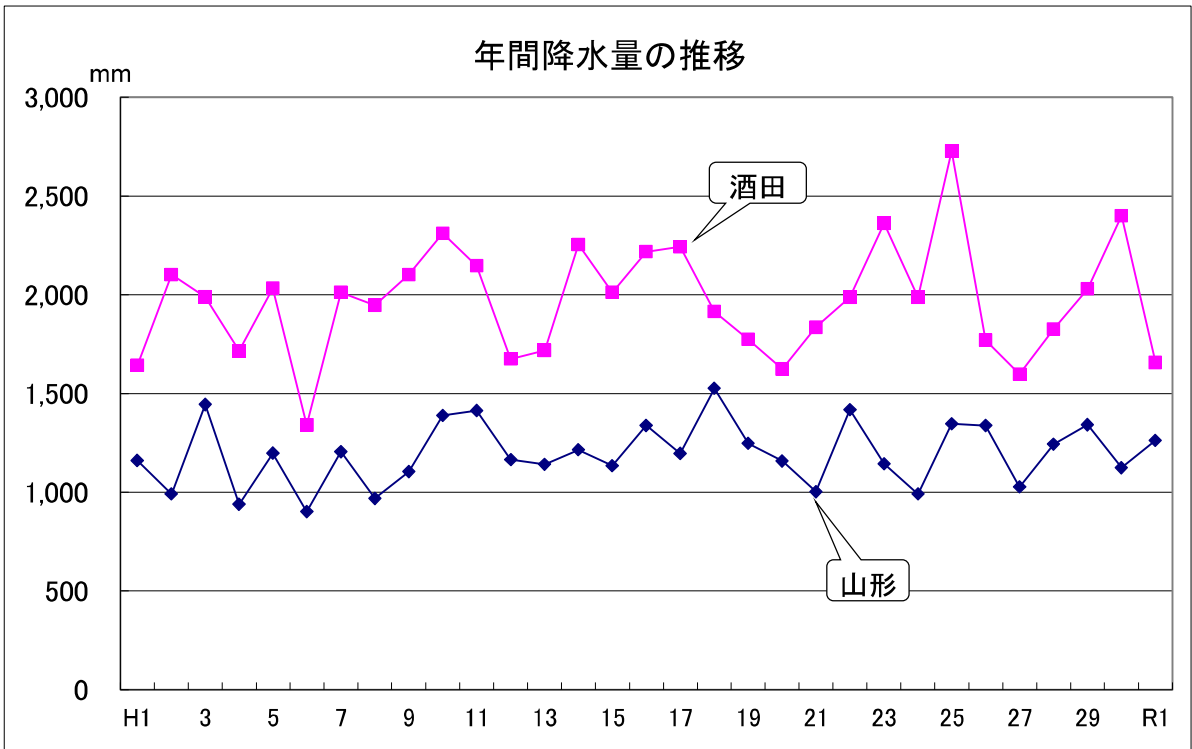
資料：農林水産省「農林業センサス」



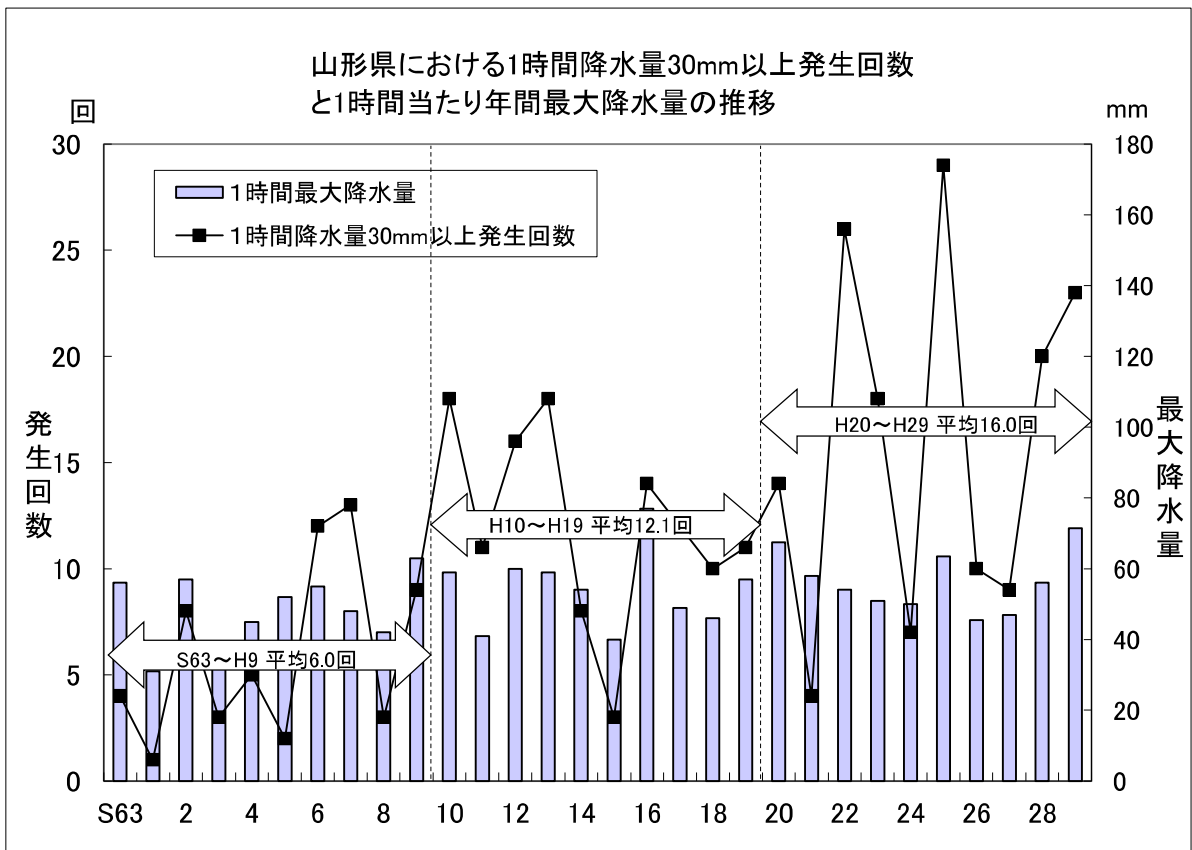
※林野庁所管以外の国有林は含まない。
資料：「山形県林業統計」



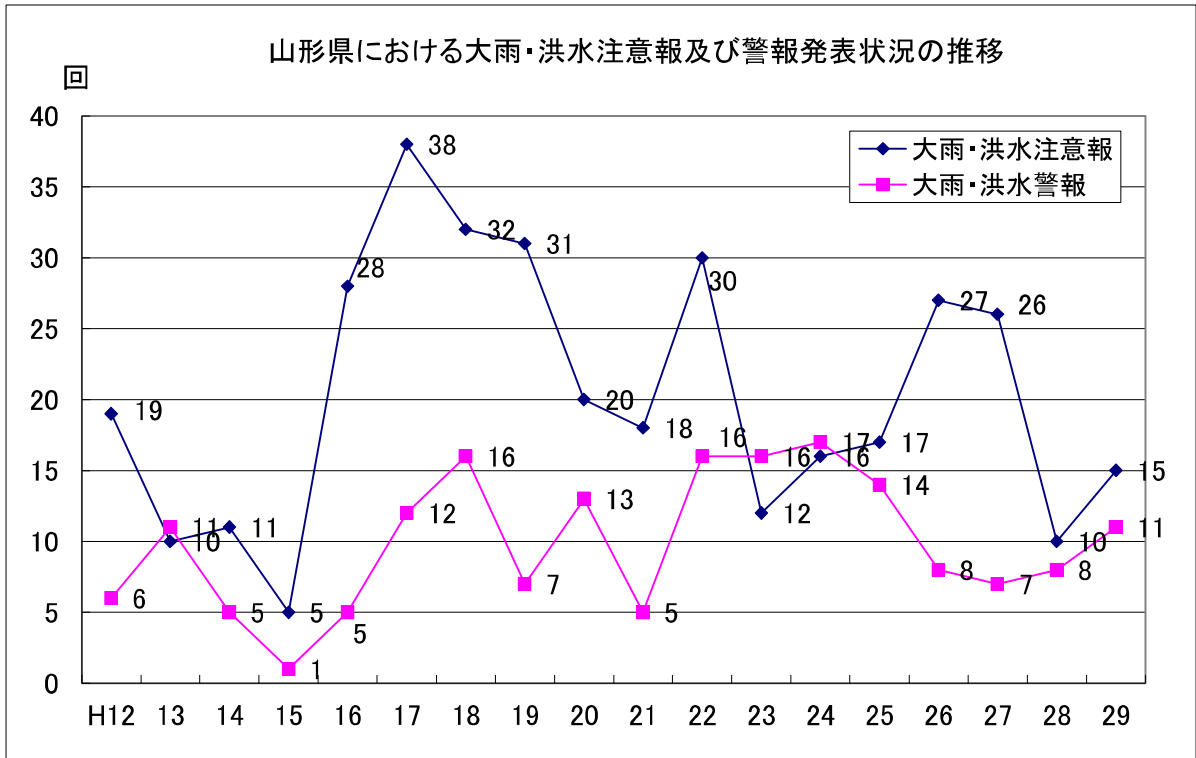
資料：「山形県林業統計」



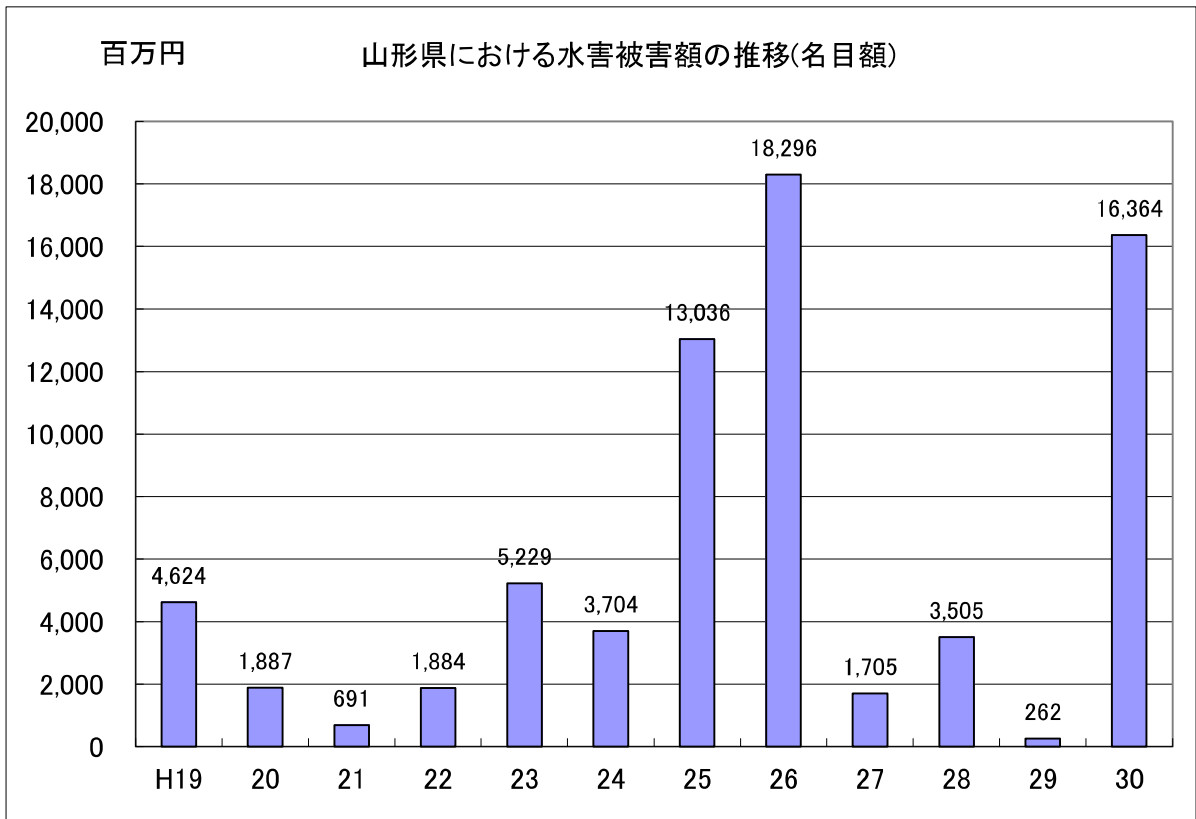
資料：気象庁「気象統計情報」



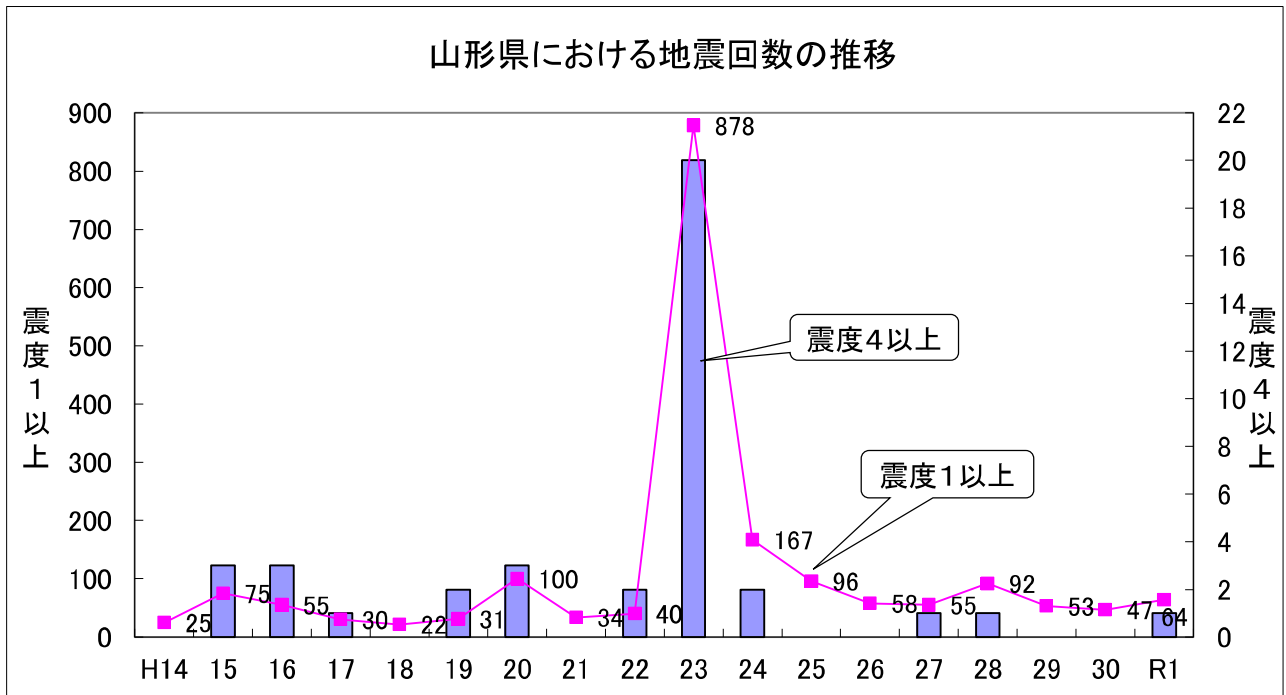
山形地方気象台提供資料より作成



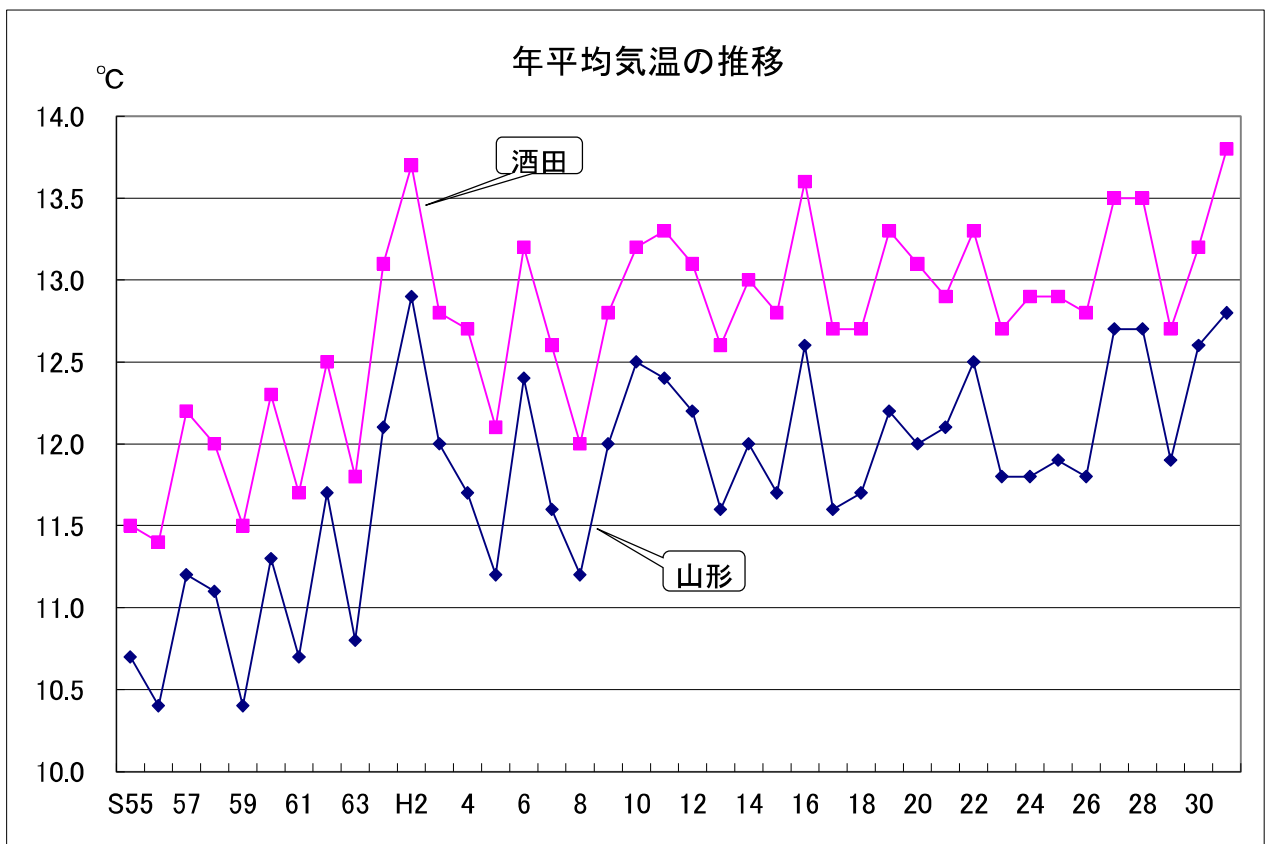
山形地方気象台提供資料より作成



資料：国土交通省「水害統計」



資料：気象庁「気象統計情報」



資料：気象庁「気象統計情報」

5 策定経過 ※県内部の検討会等を除く

時期	総合政策審議会 土地利用部会等	省庁、市町村	県議会
令和 元年		【5/24】 市町村アンケート ・土地利用の現状と課題について	
省 略（県内部の検討会等を実施）			
令和 2年 7月		【7/31】 市町村意見照会 ・計画策定の論点に関する意見聴取	
8月			
9月	【9/9】 第1回土地利用部会 ・計画策定の論点に対する意見聴取		
10月			【10/6】 県議会9月定例会 建設常任委員会 ・論点整理に基づく計画骨子(案) の説明
11月	【11/9】 第2回土地利用部会 ・計画骨子に基づく計画素案に対する 意見聴取	【11/17】 市町村意見照会 ・計画素案に対する意見聴取 【11/18】 国土交通省意見照会 ・計画素案に対する意見聴取	
12月	【12/21～1/20】 パブリック・コメント ・計画原案に対する意見聴取	【12/10】 地方支分部局意見照会 ・計画原案に対する意見聴取	【12/15】 県議会12月定例会 建設常任委員会 ・計画素案に基づく計画原案の説明
令和 3年 1月			
2月	【2/9】 土地利用部会 ・計画原案(パブコメ後)に対する 意見聴取		【2/22】 県議会2月定例会 建設常任委員会(現年度) ・計画最終案の報告
3月	【3/1】 土地利用部会 ・計画最終案に対する答申	【3/24】 国土交通省報告 ・計画策定の報告	